

# 兵庫県公報

令和5年7月24日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） .....	1

## 告 示

### 兵庫県告示第782号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年7月24日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年7月24日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 甲子園尼崎線	西宮市東鳴尾町一丁目96番8から 尼崎市元浜町四丁目50番1まで	旧	14.0から 25.0まで	348.0	
		新	11.0から 38.0まで	350.0	